



## ▶ 貴方も責任ある研究者です。

「研究者」とは教員に限らず、本学において研究活動に従事する者すべてを含みます。

学部学生も、研究活動（各種調査におけるアンケートの実施やゼミ研究、研究レポート作成、卒業論文執筆など）に関わる際は、「研究者」に準ずる者とみなされます。

「関西学院大学 研究倫理規準 第2条」より

関西学院大学はキリスト教主義によってたつ教育研究機関であり、スクールモットーの Mastery for Service の精神に基づき、社会の信頼に支えられた高い倫理性をもって教育研究を推進し、その成果を積極的に社会に還元することに、その本旨がある。

- 研究者は、研究成果の発表における捏造、改ざん、盗用、重複発表、その他の研究活動における不正行為を行ってはならない。特許出願において虚偽を行ってはならない。また、研究活動における利益相反の発生に十分な注意を払い、相反が発生する場合には情報を開示し、適切な管理を行わねばならない。
- 研究者は、研究活動にあたって、関係する個人の尊厳および人権を尊重しなければならない。また、研究活動に伴う守秘義務を厳守し、活動の過程において知り得た個人情報の保護に努めなければならない。
- 研究者は、研究活動において装置、機器、薬品、材料などを用いるときは、関係する法令、本学の諸規則、学会等の指針を遵守し、環境、安全へ配慮しなければならない。
- 研究者は、研究活動において、学生や共同で研究を行う者に対して正当な理由なくして不利益を与えてはならない。

「関西学院大学 研究活動に関する指針」より抜粋

## ▶ 研究活動上の不正行為

以下3つの行為は、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の中で、「特定不正行為」と位置付けられています。

- 試資料等の捏造
- 試資料等の改ざん
- 試資料等の盗用

その他、本学では以下の行為も不正行為として位置付けています。

- 恣意的に取得した試資料等の利用
- 不適切な著者表示
- 不適切な重複発表
- 訂正の不作為

## 研究活動の倫理とは？

- 研究者は、研究活動における責任を自覚し、研究成果の客観性を歪めることがないよう、良心と信念に従って研究を遂行しなければならない。
- 研究者は、個人の尊厳及び人権の尊重、並びに個人情報の保護に留意し、科学的かつ社会的に妥当な方法、研究を遂行する義務を負います。
- 研究者は、研究の遂行上、関連する法令等に従うとともに、本学諸規程、所属する学会・団体等の倫理規準等を遵守しなければならない。

「関西学院大学 研究倫理規準」より抜粋

【参考文献】1. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」文科省 平成26年 2. 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて～研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」文科省 平成18年

## 研究活動上の不正行為とは？

文科省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」上の「特定不正行為」	<b>捏造</b>	<p>【事例】 <b>ディオバン臨床研究不正事件</b></p> <p>K医科大学の教授らが行った高血圧治療薬（降圧剤）の臨床研究において、その薬に有利になるようにデータが人為的に操作されていた。本件においては、薬の販売元であるN製薬会社の日本法人社員が、K医科大学を含む複数の大学で行われた臨床研究で、N製薬会社所属という身分を隠して参加し、論文作成にも関与していた。</p> <p>【処分】 退職、退職金の自主返納</p>
	<b>改ざん</b>	<p>【事例】 <b>画像の流用等のデータ改ざん</b></p> <p>学外の発表者からの指摘により、研究者の研究論文に捏造（方法論が同じ代表的な実験データの流用）、改ざん（見栄えを良くするための画像代用）、二重投稿（3つの論文において、画像及び大部分の文章が他の論文と同一（注）。また、一つのデータを二つの論文に掲載。）が発覚した。</p> <p>（注） 研究者は、投稿した一方の学術誌を、研究会の抄録であると誤認して投稿したものであり、故意によるものではなかった。</p> <p>【処分】 当該教授は論旨退職、共著者等も処分対象</p> <p>【参考文献】 「研究者の不正行為についてのお詫びとご報告」 D医科大学HP 平成24年2月3日</p> <p>※ 「捏造」と「改ざん」は、定義上、区分されているが、実際には、上記の様な、これらが混在した複合的な事案等も存在するため、厳密な分類が難しい場合がある。</p>
	<b>盗用</b>	<p>【事例】 <b>W大学論文不正問題</b></p> <p>平成23年3月に学位取得した博士論文について、著作権侵害行為（インターネットからの文章のコピー・アンド・ペースト、バイオ関連企業サイトの画像との酷似）、意味不明な記載（画像に対応する記載の不備）、整合性がない箇所（根拠論文の記載内容との矛盾）等が指摘された。</p> <p>【処分】 概ね一年間程度の猶予期間において、博士論文指導と研究倫理の再教育を受け、論文を訂正した場合は、学位が維持できるものとされた。これが適切に履行できないときは、当然に学位は取り消される。</p> <p>【参考文献】 1. 調査報告書 W大学 大学院先進理工学研究所における博士学位論文に関する調査委員会 平成26年7月17日 2. 会見発表 W大学HP 平成26年10月7日</p>

その他、本学では以下の行為も不正行為として位置付けています。

- ▶ **恣意的に取得した試資料等の利用**  
計測・実験機器の操作や調査方法の決定等を恣意的に行うことによって、正当な方法では得られない試資料等を取得し、利用すること。
- ▶ **不適切な著者表示**  
当該の研究活動に無関係の他者を著者に加えたり、共同研究者を適正な形で著者に含めなかったりすること。
- ▶ **不適切な重複発表**  
既発表の成果を新規なものであると偽って再び発表すること。
- ▶ **訂正の不作為**  
発表した研究成果に重要な間違いを発見しながら、当該成果の取り下げや訂正発表等の適切な処置を行わないこと。

【参考文献】1. 「わが国における研究不正～公開情報に基づくマクロ分析（1）」独立行政法人科学技術振興機構 2013 vol.56 no.3  
2. 「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて～研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」文科省 平成18年

本学の研究活動における不正行為防止等の体制、関係規則、及び事例をURLにて紹介しています。  
URL: [https://www.kwansei.ac.jp/kenkyu/kenkyu\\_010053.html](https://www.kwansei.ac.jp/kenkyu/kenkyu_010053.html) 「研究活動上の不正行為防止への取り組み」

### 研究活動上の不正行為に関する相談・告発等の窓口

研究推進社会連携機構事務部  
E-mail: [fuseisoudan@kwansei.ac.jp](mailto:fuseisoudan@kwansei.ac.jp)  
(西宮上ヶ原キャンパス) TEL 0798-54-6104 / FAX 0798-54-6905 (神戸三田キャンパス) TEL 079-565-9052 / FAX 079-565-7910  
※告発者は「関西学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」に基づき、不利益な取扱いを受けることがないよう保護されます。